

米ドル外貨定期預金

預け入れ時為替手数料 50 銭優遇
キャンペーン

令和3年1月4日～令和3年3月31日



★期間中に円資金から1,000米ドル以上を外貨定期預金（自動継続型のみ）にお預け入れいただきますと、お預け入れの為替手数料（通常時1米ドルあたり1円）を50銭にします。

(例) 当行所定の公示相場(TTMレート) 1米ドル105.00円の時10,000米ドルお預け入れした場合

通常 106.00 円(為替手数料1円) ⇒円貨額 1,060,000 円

キャンペーン 105.50 円(為替手数料50 銭) ⇒円貨額 1,055,000 円

* 公示相場(TTMレート)・・・毎日午前10時前後に当行が決定する対顧客売買相場の中心値

- 本キャンペーン期間中、預け入れ時に為替手数料 50 銭を含む当行所定の公示相場を適用しますが、米ドルを円にする際（お引き出し時）には当行所定のTTBレート（為替手数料1米ドルあたり1円）を適用しますので、お預け入れ時、お引き出し時あわせて為替手数料が1米ドルあたり1円50銭かかります。したがって、為替相場の変動がない場合でも、お受け取りの米ドル円換算額が当初外貨預金作成時のお払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れ）リスクがあります
- 実際のお取引に際しましては、当行本支店の窓口を用意している「契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）」を十分にお読みいただき、外貨預金のしくみやリスク、手数料などの商品内容をご確認ください。

商品名	外貨定期預金（預け入れ為替手数料50銭優遇キャンペーン）
商品概要	外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建預金）のうち、あらかじめ預入期間を定め、原則としてその期間中は、払い戻しに応じないことを条件としている預金です。
預金保険	外貨定期預金は預金保険の対象外です。
販売対象	日本国内に居住している個人のお客さま。（個人事業主含む）
期間	1カ月、3カ月、6カ月、1年
満期時の取り扱い	自動継続・元金継続型：利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。 自動継続・元金継続型：前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。利息はあらかじめ指定した円預金口座もしくは同じ通貨の外貨普通預金口座に入金します。
預入 （1）預入方法 （2）最低預入額 （3）預入単位 （4）預入通貨	円預金・円現金からの一括お預け入れ 1,000米ドル 1補助通貨単位までお預け入れできます。 米ドル
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用利率 （2）利払い方法 （3）計算方法	海外市場金利の動向に応じて決定した当行所定の利率を適用します。金利については店頭表示ボードもしくは当行ホームページをご覧ください。 継続後の利率は継続日における当行所定の利率を適用します。 満期日以後に一括して払い戻します。 付利単位を原則1補助通貨単位とした1年を365日とする日割計算です。
税金について	利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。お利息はマル優の対象外です。 * 2013年1月1日から、2037年12月31日までにお受け取りになる利息については、「復興特別所得税が課税されますので、税率は20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 為替差益への課税は次のとおりです。 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 くわしくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談下さいますようお願い申し上げます。
満期日	満期日は銀行営業日とし、銀行の休日となる場合は翌営業日となります。 ただし、月末休日になる場合は前営業日となります。
期日前解約時のお取り扱い	原則として期日前解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用金利は期日前解約日における米ドル建て外貨普通預金利率となります。
その他参考となる事項	インターネット専用支店を除く全店の窓口でお取り扱いします。 10万米ドル以上のお預け入れの場合は、市場実勢によりお預け入れの都度個別に適用相場を決定します。 同一名義人・同一通貨外貨普通預金へのお振替は手数料がかかりません。 払い出した外貨を外貨で送金する場合は、送金手数料以外に為替手数料（外貨の0.5%最低手数料2,500円）がかかります。

* 上記手数料に消費税がかかります。

● ご注意ください ●

- 外貨預金は作成時、解約時の為替相場次第で高利回りを期待できる反面、元本割れのリスクを負うこともある、いわゆるリスク商品です。
- 外貨預金に「クーリング・オフ」（金融商品取引法第37条の6 書面による契約解除の規定）の適用はありません。
- 外貨預金はお引き出し方法によって手数料が異なります。また米国の諸事情により外国為替市場が閉鎖された場合、お引き出しができなくなることがあります。
- 余裕資金の運用としてあらかじめ仕組みをご理解いただいたうえで、お客さまご自身のご判断によりお申込みください。
- この外貨預金の契約の有無が、当行との他の取引に影響を与えることはありません。



高知銀行

【商号等】 株式会社 高知銀行
登録金融機関/四国財務局長(登金)第8号
加入協会/日本証券業協会

▶ <https://www.kochi-bank.co.jp/>